

芳賀地区広域行政事務組合の人事行政の運営等の状況を公表します。

芳賀地区広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	前年度の 人件費率
令和 7年度	人 135,279	千円 4,711,526	千円 281,923	千円 2,152,604	% 45.69	% 45.02

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 8年度	人 236	千円 948,828	千円 333,702	千円 427,664	千円 1,710,194	千円 7,247

- (注) 1 市町からの派遣職員は含まれていません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。
3 職員手当には、退職手当は含まれていません。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	一般行政職	消防職	技能労務職
平均給料月額	351,500 円	333,779 円	293,063 円
平均給与月額	455,172 円	438,825 円	338,939 円
平均年齢	41 歳 7 月	39 歳 10 月	53 歳 11 月

- 注 1 市町からの派遣職員（一般行政職）は含まれていません。
2 育児休業中の職員は含まれていません。
3 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。
4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	一般行政職	消防職	技能職	労務職	国 (一般行政職)
大学卒	232,000 円	232,000 円	—	—	232,000 円
高校卒	200,300 円	200,300 円	205,000 円	198,200 円	200,300 円

3 級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

(1) 一般行政職、消防職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	局長・参事	1 人	0.5 %
7級	所属長・主幹	6 人	2.7 %
6級	所属長補佐	24 人	11.0 %
5級	係長	39 人	17.8 %
4級	副主幹	27 人	12.3 %
3級	主査	85 人	38.8 %
2級	主事・技師	23 人	10.5 %
1級	主事・技師主事補・技師補	14 人	6.4 %
計		219 人	100.0 %

注1 市町からの派遣職員は含まれていません。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(2) 技能労務職

区分	職 種	職員数	構成比
5級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	2 人	12.5 %
4級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	7 人	43.8 %
3級	主任運転手・主任技術員・主任業務員	1 人	6.2 %
2級	運転手・技術員・業務員	5 人	31.3 %
1級	運転手・技術員・業務員	1 人	6.2 %
計		16 人	100.0 %

注 芳賀地区広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当及び勤勉手当（令和7年度）

区 分	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.525 月分 (1.425 月分)	2.125 月分 (1.025 月分)
加算措置	職務上の段階、職務の級等による 加算措置 5～15%加算	
1人当たり平均支給額	1,742 千円	

注 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（令和8年4月1日現在）

区 分	自己都合	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 3～45%加算 対象年齢 45歳以上59歳以下	
1人当たり平均支給額	4,188 千円	

注 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）	27,044 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	116 千円
支給率	栃木県内 4.0 % （※令和 7 年度 2.6 %） 東京都特別区 20.0 % 調布市 16.0 %
支給対象職員（令和 7 年度決算）	234 人

(4) 特殊勤務手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）	5,357 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	27 千円
職員全体に占める支給職員の割合（令和 7 年度）	85.47 %
手当の種類	7 種類

手当の種類	支給対象職員	支給単価
環境 クリーンセンター 業務手当	し尿の収集及び運搬等の作業に 直接従事した職員	1 日につき 運転手 1,000 円 業務員 750 円
	し尿収集車の運転業務を代行した職員	1 日につき 業務員 1,000 円 事務職員 500 円
	し尿の処理及び処分等の事務に 従事した職員	1 月につき 2,500 円
火葬業務手当	火葬業務に直接従事した職員	1 日につき 1,000 円
救急救出出場手当	救急業務及び人命救出に出場した職員	1 回につき 75 円
	消防力の基準(昭和 36 年消防庁告示第 2 号) に規定する機関員(火災等出場手当及び高所 等作業手当の支給にあっても同様とする。)	1 回につき 50 円
	救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）第 21 条に規定する特定行為を行った 救急救命士	1 件につき 250 円
火災等出場手当	火災、原因調査、救助及び自然災害等の業務 に出場した職員 （高所等作業手当を受けた場合を除く。）	1 回につき 100 円
高所等作業手当	高所（地上 10 メートル以上の場所の消火活 動等の作業を含む。）及び地下坑内等（地下 5 メートル以上の場所での作業をいう。）の 災害現場での作業に従事した職員	1 回につき 250 円 公的訓練等の作業の場合 1 回につき 125 円
緊急消防援助隊 出場手当	緊急消防援助隊として出場した職員	1 日につき 1,080 円
	緊急消防援助隊として出場し、かつ、 人事院が著しく危険であると認める区域で 活動した職員	1 日につき 2,160 円
芳賀地区 エコステーション 業務手当	ごみの処理及び処分等の作業に 直接従事した職員	1 日につき 500 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和 7 年度決算）	76,292 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）	385 千円
支給実績（令和 6 年度決算）	75,425 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）	366 千円

(6) その他の手当（令和8年4月1日現在）

種類	内容及び支給単価	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和7年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 …1時間当たりの給与額×25/100×時間数	21,340 千円	119 千円
休日勤務手当	祝日及び年末年始において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 …1時間当たりの給与額 ×125/100～150/100×時間数	66,637 千円	411 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、課長補佐相当職以上にある職員 部長職…月額70,400円 課長職…月額53,100円 課長補佐職…月額41,500円	14,628 千円	542 千円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合 部長職…8,000円 課長職…6,000円 課長補佐職…4,000円 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外に勤務した場合 部長職…4,000円 課長職…3,000円 課長補佐職…2,000円	0 千円	0 千円
扶養手当	子…1人につき月額13,000円 父母等…1人につき月額6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子…上記の額に5,000円加算 ※令和7年度 配偶者…月額3,000円 子…1人につき月額11,500円	46,570 千円	300 千円
住居手当	借家…支給限度月額28,000円	12,994 千円	302 千円
通勤手当	交通機関利用者 …支給限度月額150,000円 交通用具（自動車等）利用者 …片道2km以上の場合 距離に応じて3,300円～31,600円 駐車場利用者（令和8年度より支給） …支給限度月額 1,000円	27,172 千円	122 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員…月額30,000円 （上記の額に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離に応じて70,000円を上限として加算）	456 千円	456 千円

5 特別職の報酬の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	組 合 長	副 組 合 長	議 長	副 議 長	議 員
年 額	60,000 円	45,000 円	35,000 円	30,000 円	27,000 円

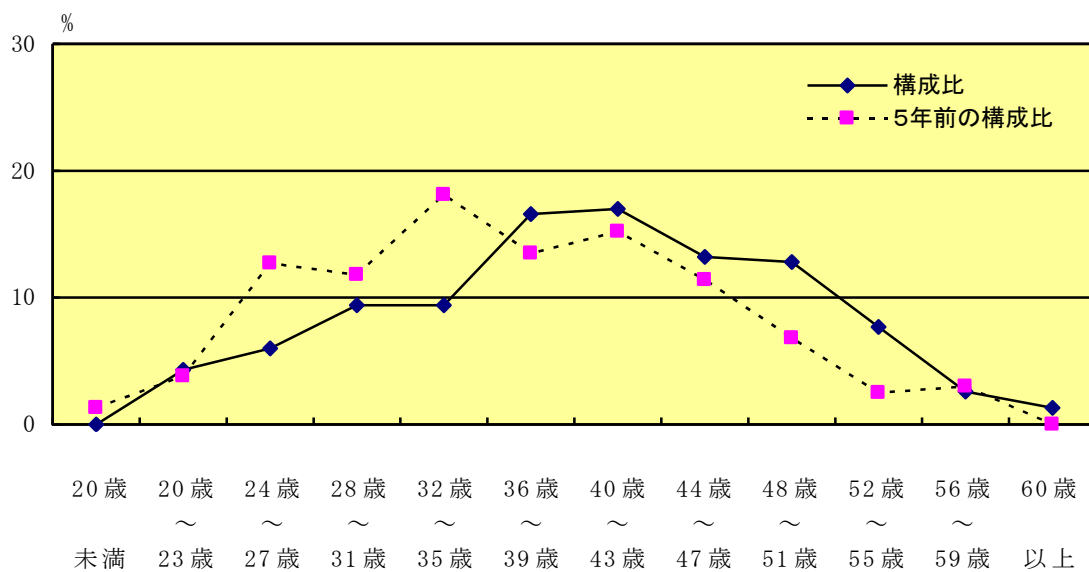
6 職員数の状況

(1) 職種別職員数の状況と主な増減理由（各年5月1日現在）

区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
	令和8年	令和7年		
一般行政職	19 人	20 人	▲1 人	退職
消 防 職	200 人	199 人	1 人	新規採用
技能労務職	16 人	16 人	0 人	
計	235 人 (282)	235 人 (282)	0 人	

注 （ ）内は、条例定数です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数 (人)	0	10	14	22	22	39	40	31	30	18	6	3	235

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政職	19	19	20	21	20	19	0 (0.00%)
消防職	200	199	202	199	199	200	0 (0.00%)
技能労務職	18	18	16	16	16	16	▲2 (▲11.11%)
計	237	235	238	236	235	235	

7 職員の勤務時間その他勤務条件の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

(1) 勤務時間の状況（変則勤務職場を除く一般的な職場におけるもの）

1 週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38 時間 45 分	午前 8 時 30 分	午後 5 時 15 分	午後 0 時から午後 1 時

(2) 主な休暇の種類

区 分	付 与 期 間
年次有給休暇	1 の年度につき 20 日（令和 7 年度平均取得日数 13.5 日）
病気休暇	公務上の負傷・疾病、結核性疾患にあつては 1 年以内 その他の負傷・疾病は 90 日（規則で定める疾病等は 180 日）以内
公民権の行使	必要と認められる期間
官公署への出頭	必要と認められる期間
骨髄等ドナー	必要と認められる期間
社会貢献活動	1 の年度において 5 日の範囲内の期間
結婚	連続する 5 日の範囲内の期間
生理休暇	2 日の範囲内で必要と認められる期間
産前休暇	出産予定日までの 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
生後 1 歳未満の子の保育	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間又は 1 日 1 回 60 分以内の期間
妻の出産	2 日の範囲内の期間
妻の産前産後期間中における子の養育	当該期間内において 5 日の範囲内の期間
中学校就学始期に達するまでの子の看護等	1 の年度において 5 日の範囲内の期間（2 人以上は 10 日の範囲内）
要介護者の介護等	1 の年度において 5 日の範囲内の期間（2 人以上は 10 日の範囲内）
忌引	親族の区分に応じ 1～7 日以内の連続する日数の範囲内の期間
父母の法要	1 日の範囲内の期間
夏季休暇	7 月から 9 月まで（業務の事情により期間内に使用することが困難な場合は 6 月から 10 月まで）の期間内における原則として連続する 3 日の範囲内の期間
災害による住居滅失等	7 日の範囲内の期間
災害又は交通遮断による出勤困難	必要と認められる期間
災害時の危険回避	必要と認められる期間
介護休暇	介護を必要とする 1 の継続する状態ごとに 3 回まで、 通算 6 月の範囲内で必要と認められる期間（無給）
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間（無給）

注 年次有給休暇の平均取得日数には、市町への派遣職員は含まれていません。

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況（令和7年度）

処 分 理 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障ため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
廃職又は過員を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
条例で定める事由による場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 職員の懲戒処分の状況（令和7年度）

処 分 理 由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
一般服務違反関係（職務専念義務違反、職務命令違反等）	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
一般非行関係（傷害、暴行、金銭、異性等）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
収賄等関係（収賄、横領等）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
道路交通法違反関係	0 人	0 人	1 人	0 人	1 人
監督責任関係	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

9 職員の服務の状況

(1) 基本原則

地方公務員法（昭和25年法律261号）第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められており、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、守秘義務（同法第34条）、職務専念義務（同法第35条）などが課せられています。

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法第35条には、「法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」と定められています。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況（令和7年度）

地方公務員法第39条には、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない」と定められています。

区 分	研 修 名	受講者数
芳賀地区広域行政事務組合共同研修	新採用職員研修、主事・技師研修、創造性開発研修、中堅職員研修、地方自治法講座、地方公務員法講座、接遇研修、法制執務研修、メンタルヘルス研修ほか	38 人
栃木県市町村振興協会研修	クレーム対応力講座、D X研修、職場リーダー研修、パワーハラスメント防止研修、公聴広報力向上講座、コミュニケーション・カウンセリング講座ほか	16 人

(2) 人事評価の評定の概要（令和7年度）

評価の回数	2 回
評価の時期	10 月・3 月
評価の対象人数	234 名

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合負担金（令和 7 年度決算）

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条に基づく栃木県市町村職員共済組合に対する地方公共団体の負担金

金 額	職員 1 人当たりの負担金
328,394 千円	1,346 千円

(2) 職員互助会

地方公務員法第 42 条に基づく職員の福利厚生を図るため、芳賀地区広域行政事務組合職員互助会に補助金を交付しています。

ア 負担率（給料に対する負担金率）

	職員会費	組合補助金	負担割合（職員：組合）
令和 7 年度	3/1,000	年額 5,000 円／人	1 : 0.43
令和 6 年度	3/1,000	年額 5,000 円／人	1 : 0.44
令和 5 年度	3/1,000	年額 5,000 円／人	1 : 0.45

イ 補助金（令和 7 年度）

金 額	職員 1 人当たりの補助金
1,245 千円	5 千円

ウ 事業内容

[補助金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1 人当たり給付単価	令和 7 年度 実 績
厚生事業	健康増進事業補助	職員 1 人当たり 3,000 円	248 人
	インフルエンザ予防接種補助	職員 1 人当たり最大 1,000 円	48 人
	人間ドック・PET 検査補助	職員 1 人当たり最大 5,000 円	65 人

[会員掛金で運営している事業]

事業項目	事業内容	1 人当たり給付単価	令和 7 年度 給 付 件 数
給付事業	死亡弔慰金	職員 35,000 円	0 人
		職員の配偶者 25,000 円	0 人
		職員の子、実父母及び同居の義父母 20,000 円	2 人
	成人祝金	10,000 円	0 人
	結婚祝金	10,000 円	5 人
	出産祝金	10,000 円	9 人
	見舞金	10,000 円	3 人
	退会給付金	20 年以上 30,000 円	2 人
		10 年以上 20 年未満 20,000 円	3 人
		5 年以上 10 年未満 10,000 円	2 人
		3 年以上 5 年未満 5,000 円	1 人
		6 月以上 3 年未満 3,000 円	3 人
厚生事業	所属内親睦事業補助	職員 1 人当たり 10,000 円	249 人
	クラブ運営補助	1 クラブ当たり 5,000 円	3 クラブ
		部員 1 人当たり 1,000 円	
	レクリエーション事業	—	170 人

(3) 安全衛生

ア 安全衛生管理の概要

芳賀地区広域行政事務組合安全衛生管理規程（昭和 61 年訓令第 1 号）及び芳賀地区広域行政事務組合消防本部及び真岡消防署安全管理規程（昭和 61 年消防訓令第 3 号）の定めるところにより、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成するための諸施策を推進しています。

イ 健康診断等（令和 7 年度）

区 分	受診者数
定期健康診断	233 人
ストレスチェック	242 人
人間ドック	69 人
B型肝炎ウイルス検査[抗原検査・抗体検査]（消防職員）	172 人
B型肝炎予防接種（消防職員） ※上記検査で抗体が十分でなかった者	2 人
4種（麻しん・風しん・ムンプス・水痘）抗体検査（消防職員）	3 人
麻しん風しん混合予防接種（消防職員） ※上記検査で抗体が十分でなかった者	3 人
破傷風予防接種（消防職員・芳賀地区エコステーション職員）	35 人

(4) 職員の災害補償

ア 公務災害認定件数（令和 7 年度）

負 傷				疾 病				合 計
自己職務 執行中	出張中	その他	小 計	公務上の負 傷に起因す る疾病	職業病	その他公務 起因性の明 らかな疾病	小 計	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

イ 通勤災害認定件数（令和 7 年度）

出勤途上	退勤途上	計
0 件	0 件	0 件

ウ 公務災害基金負担金（令和 7 年度決算）

地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律 121 号）第 49 条に基づく地方公務員法災害補償基金に対する地方公共団体の負担金

金 額	職員 1 人当たりの負担金
4,081 千円	17 千円

12 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

区 分	件 数
令和 7 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの措置要求の件数	0 件
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの措置要求の処理件数	0 件
令和 8 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件

13 不利益処分に関する審査請求の状況

区 分	件 数
令和 7 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの審査請求の件数	0 件
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの審査請求の処理件数	0 件
令和 8 年 3 月 31 日現在の未処理件数	0 件